

食育推進協力店登録事業実施要領

第1 目的

県民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために食育を推進するうえで、また県民が自らの健康管理に役立てる一つの要素としても食生活に関する情報は重要である。

そこで、従来から普及に取り組んでいる飲食店における栄養成分表示を始め、食育や健康に関する情報を提供する施設を「食育推進協力店」として登録し、所要の事業を実施することにより県民の食育や生活習慣病予防を中心とした健康づくりに資することを目的とする。

第2 実施主体

愛知県

第3 対象施設

- (1) 飲食店
- (2) 給食施設等食堂
- (3) スーパーマーケット、コンビニエンスストア等小売店
- (4) その他飲食物を取り扱う店舗

第4 事業内容

1 食育推進協力店の登録

愛知県（以下「県」という。）は、食育推進協力店として取り組む施設を、その申請により次の区分名称で登録する。

なお、登録要件や手続き等については、別に定める。

- (1) 情報提供のお店

県が発行する健康や食生活、食育に関するリーフレットや冊子等を利用者に提供する施設とする。

(2) 栄養成分表示のお店

提供、販売する飲食物に対し食事バランスガイドを用いるなど栄養成分を表示する施設とする。

2 食育推進協力店の普及啓発の実施

県は、第1の目的のため次の事業を実施するものとする。

(1) 研修会・講習会の開催

栄養成分表示方法や活用方法など食育推進協力店についての理解を得るための研修会、講習会を食育推進協力店や利用者に対し開催する。

(2) ホームページ等により情報提供

食育推進協力店の県及び保健所ホームページへの掲載やマスメディア、配布物等により情報提供を行う。

(3) 施設に対する相談・支援

食育推進協力店や利用者からの栄養成分全般に関する相談及び対象施設の栄養成分表示に向けた支援を行う。

3 食育推進協力店の連携・ネットワークづくり

県は、社会資源である食育推進協力店の連携を推進することにより県民の健康づくりや食育を推進する。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年5月10日から施行する。